

## 林地開発審査基準

平成12年3月31日付け 12治第60号  
最終改正 令和2年2月5日付け 31森保第558号

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の林地開発行為の許可に係る審査基準は、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）、森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）、森林法施行細則（昭和28年愛知県規則第41号）及び林地開発施行要領（平成12年3月31日付け12治第60号）によるほか、次の要件を満たすものであること。

なお、地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号のいずれかに該当する場合が多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うこと。

## 第1 一般的事項

- 1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。
  - (1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後に遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
  - (2) 開発行為に係る森林につき、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていること。
  - (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について、法令等による許認可等を必要とする場合は、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であること。
  - (4) 申請者に、開発行為を行うために必要な信用及び資力があること。
- 2 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的を実現するため適正な面積であること。
- 3 開発行為の計画が大規模で長期にわたるもので工区を区切って申請する場合は、全体計画との関連が明らかであること。
- 4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における造林等の実施による原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。
- 5 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。
- 6 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって、周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていること。
- 7 開発しようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林又は緑地が適正に維持管理されることが明らかであること。

なお、適正に維持管理されることが明らかであるとは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有することを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとする。

## 第2 技術的基準（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）

### 1 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

宅地造成事業については、原則として①都市計画法第33条(開発許可の基準)第1項第7号の基準及び②宅地造成等規制法第9条(宅地造成に関する工事の技術的基準等)の基準による計画でも差し支えない。

#### [切土、盛土、捨土関係]

- (1) 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

なお、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量は、それぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とする。

- (2) 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

ア 工法等は、次によるものであること。

- (ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。  
(イ) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われること。  
(ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。  
(エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ 切土は、次によるものであること。

- (ア) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。  
(イ) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じ排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。  
(ウ) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じ

ないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

盛土高がおおむね 1.5 メートルを超える場合には、勾配が 35 度(約 1.5 割)以下であること。

(イ) 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(ロ) 盛土高が 5 メートルを超える場合には、原則として 5 メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(ハ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設(暗渠工含む)の設置等の措置が講ぜられていること。

エ 捨土は、次によるものであること。

(ア) 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。

この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されていること。

(イ) 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

#### [擁壁、法面関係]

(3) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が前記の(2)によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられていること。

なお、「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面の勾配が 30 度(約 1.7 割)より急で、かつ、高さが 2 メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。(図 1～図 3 を参照)

(イ) 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが 5 メートル以下のもの。(図 1～図 3 を参照)

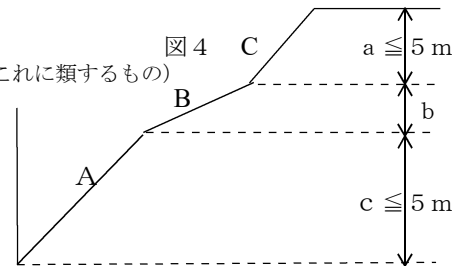
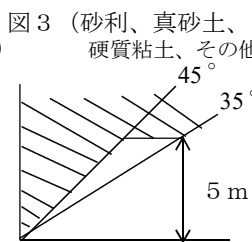
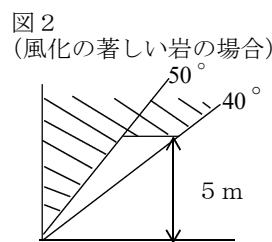
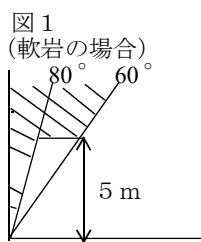
この場合において、(ア)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(ア)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。(図 4 を参照)

表 1

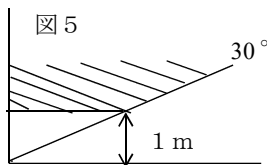
土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

イ 盛土により生ずる法面の勾配が 30 度 (約 1.7 割) より急で、かつ、高さが 1 メートルを超える場合。(図 5 を参照)

【切土】



【盛土】



アの(イ)の「なお」以下は、Bが(ア)に該当する勾配で、AとCがそれぞれ表1の中欄の角度を超え、同表の右欄の角度以下のもので、それらの高さが5m以下である場合の高さは、 $a + c$ として算定し、 $b$ は算入しないこととしてよい趣旨である。(Bの法面は存在しないとし、AとCの法面が連続しているとみなす。)従って、 $a + c$ が5mを超える切土である場合は、擁壁を設ける必要がある。

ウ 擁壁の構造は、次によるものであること。

- (ア) 土圧、水圧及び自重 (以下「土圧等」という。) によって擁壁が破壊されないこと。
- (イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。
- (ロ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は 1.5 以上であること。
- (ハ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- (ニ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(4) 切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられていること。

なお、法面保護は、次により行われるものであること。

ア 植生による保護 (実播工、伏工、筋工、植栽工等) を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には人工材料による適切な保護 (吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等) が行われること。

工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されること。

イ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられていること。

この場合における擁壁の構造は、前記(3)のウによるものであること。

[沈砂池関係]

(5) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する沈砂池等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられていること。

なお、沈砂池等の設置は、次によるものであること。

ア 沈砂池等の容量は、次の(ア)から(エ)により算出された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

(ア) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間におおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(イ) 工事中の期間が4ヶ月未満のものは、4ヶ月として計算されたものであること。

(ウ) 開発行為の終了後における流出土砂量は、原則として表2を標準とするが、地形、地被状態等を考慮して適切に定められたものとし、3年間程度について想定されたものとする。

ただし、浚渫する場合は、この限りでない。

表2

地 被 状 態 等		1ヘクタール当たり年間流出土砂量
裸 地	3年目まで	50 m <sup>3</sup> /ha・年
	4～5年目まで	20 m <sup>3</sup> /ha・年
草 地		15 m <sup>3</sup> /ha・年

(エ) ゴルフ場等の大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、原則として5年間の流出土砂量を見込んでいること。

イ 沈砂池等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ 沈砂池等の構造は、林野庁長官が別に定める「治山技術基準」によるものであること。

[排水施設関係]

(6) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

なお、排水施設の能力及び構造は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、次によるものであること。

(ア) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。

安全率は、10割水深時は1.2倍以上又は8割水深時は1.0以上であること。

a 排水施設の排水流量（流速は、原則としてマンニング式により算出されていること。）

$$Q_2 = v \cdot a \quad \left( \begin{array}{l} Q_2 : \text{排水流量 (m}^3/\text{sec)} \\ v : \text{流 速 (m/sec)} \\ a : \text{断 面 積 (m}^2\text{)} \end{array} \right)$$

$$\text{(マンニング式)} \quad v = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad \left( \begin{array}{l} n : \text{粗度係数} \\ R : \text{径 深 (m)} \\ I : \text{勾 配} \end{array} \right)$$

なお、流速は、原則として 0.2 ～ 6.0 m/sec とされていること。

また、粗度係数は、表 3 を参考として用いられていること。

表 3

排水設備の種類		粗度係数 (n)
素掘り	土	0.02 ～ 0.025
	砂岩 礫盤	0.025 ～ 0.04 0.025 ～ 0.035
現場施工	セメントモルタル コンクリート	0.01 ～ 0.013 0.013 ～ 0.018
	粗石 練空積積	0.015 ～ 0.03 0.013 ～ 0.035
	遠心力鉄筋コンクリート管 コンクリート管 コルゲートパイプ	0.011 ～ 0.014 0.012 ～ 0.016 0.016 ～ 0.025

b 排水施設の計画に用いる雨水流出量（原則として合理式により算出されていること。）

ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

$$\left( \begin{array}{l} Q_1 : \text{雨水流出量 (m}^3/\text{sec)} \\ f : \text{流出係数} \\ r : \text{設計雨量強度 (mm/hr)} \\ A : \text{集水区域面積 (ha)} \end{array} \right)$$

(a) 流出係数(f)は、表 4 を参考にして定められていること。

[面積加重平均したものを使用すること。]

表 4

地表状態 \ 区分	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
林地	0.6 ～ 0.7	0.5 ～ 0.6	0.3 ～ 0.5
草地	0.7 ～ 0.8	0.6 ～ 0.7	0.4 ～ 0.6
耕地	—	0.7 ～ 0.8	0.5 ～ 0.7
裸地	1.0	0.9 ～ 1.0	0.8 ～ 0.9

(注) 区分欄の浸透能は、地形、地質、土壤等の条件によって決定されるが、この表の区分の適用については、おおむね山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大としても差し支えない。

(b) 設計雨量強度(r)は、単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。

(c) 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 5 を参考として用いられていること。

表 5

流域面積	単位時間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

なお、本県の 10 年確率で想定される雨量強度については、実測値以外の場合は原則

として君島式の降雨強度式によるものであること。

$$r = \frac{b}{t^n + a}$$

$$\left( \begin{array}{l} r = 10 \text{年確率の雨量強度 (mm/hr)} \\ t = \text{雨水の到達時間 (分)} \\ a, b, n = \text{君島式の定数} \end{array} \right)$$

集水区域面積	単位時間 (雨水到達時間)	本県の10年確率で想定される設計雨量強度 (mm/hr)				
		名古屋	小原	岡崎	豊橋	設楽
50 ha 以下	10分	121	137	108	111	110
50～100 ha 以下	20分	99	109	87	91	88
100～500 ha 以下	30分	86	92	75	79	77

(イ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いっ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより大きく定められていること。

イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。

(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

なお、河川等又は他の排水施設等に導く場合には、当該河川等又は排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

〔 土地改良事業（草地を開発する場合を含む。）における設計雨量強度の算出に用いる単位時間は、「土地改良事業設計基準(排水)」(昭和 53.9.12 付け農林水産事務次官依命通達及び構造改善局長通達)の3・5・1の解説の(2)に基づいて算出された洪水到達時間を用いても差し支えない。 〕

[洪水調節施設関係 (その1)]

(7) 下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

ア 森林地域において開発が行われると流出係数の増加及び排水施設の整備により雨水の流下集中が早くなるため、洪水到達時間が短縮されることにより、洪水時のピーク流量が増大することが想定される。

このため、下流の既設の排水施設や河川等の流下能力を高める必要があるが、やむを得ない事情により改修等ができない場合には、洪水調節池を設置するものとする。

イ 洪水調節池等の設置は、次によるものであること。

(ア) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

※「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に5年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

(イ) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上であること。

(ウ) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

(エ) 洪水調節池等を設置し、既設の排水施設又は河川等に排水する場合にあっては、あらかじめその管理者と十分連絡調整されていること。

※ 設計の詳細については、別添「洪水調節池の設置に係る留意事項」を参照のこと。

(8) 飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

## 2 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

宅地造成事業については、原則として①都市計画法第33条(開発許可の基準)第1項第3号の基準及び②宅地造成等規制法第9条(宅地造成に関する工事の技術的基準等)の基準による計画でも差し支えない。

### [洪水調節施設関係（その2）]

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

なお、洪水調節池の設置は、次によるものであること。

(1) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には1の(7)のイの(7)によるものであること



※ 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。(河川等の管理者との打合せ記録簿を添付すること。)

(2) 余水吐の能力は、1の(7)のイの(イ)によるものであること。

(3) 洪水調節の方式は、1の(7)のイの(ウ)によるものであること。

※ 設計の詳細については、別添「洪水調節池の設置に係る留意事項」を参照のこと。

### 3 水の確保（法第10条の2第2項第2号関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(1) 他に適地がないこと等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

なお、導水路の設置その他の措置を講ずる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(2) 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられていること。

### 4 環境の保全（法第10条の2第2項第3号関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(1) 開発行為をしようとする森林の区域に、開発行為に係る事業の目的及び態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

ア 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、速やかに植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域（開発行為をしよう

とする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)内の森林面積に対する割合は、別表「残置森林率又は森林率及び森林の配置等に関する基準」(以下「別表」という。)の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、別表の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別表に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別表に準じて適切に措置されていること。

イ 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表6を標準として均等に分布するよう植栽するものとする。

なお、切土・盛土法面に植栽する場合は、勾配が30度(約1.7割)以下の箇所に限る。

また、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

樹高	植栽本数(1ヘクタール当たり)	備考
1メートル以上	2,000本	高木性樹種
2メートル以上	1,500本	
3メートル以上	1,000本	

ただし、表6の基準により植栽した樹木が枯損のおそれがある場合は、表7の基準でも差し支えない。

樹高	植栽本数(1ヘクタール当たり)	備考
0.45メートル以上	3,000本	高木性樹種

(2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

なお、「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。

また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

(3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられていること。

なお、特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為については、景観の維持上問題を生じないよう開発行為の対象地(土捨場を含む。)の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき適切な配慮がなされていること。

### 第3 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、第1及び第2によるほか、次の事項によるものとする。

#### [切土、盛土、捨土関係]

- 1 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、必要に応じて、適切な防災施設を設置することとする。

#### [排水施設関係]

- 2 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、表4によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を、伏工等による地表保護措置が行われることを考慮した上で0.9から1.0までとする。
- 3 表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。

また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

別表 残置森林率又は森林率及び森林の配置等に関する基準

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率は、おおむね 60 %以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として、周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね 30 %以下とする。</li> </ol>
ゴルフ場の造成	森林率は、おおむね 50 %以上とする。 (残置森林率はおおむね 40 %以上)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。</li> <li>2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。</li> </ol>
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率は、おおむね 50 %以上とする。 (残置森林率はおおむね 40 %以上)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 %以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>3 レジャー施設に係る開発行為の 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
工場、事業場の設置	森林率は、おおむね 25 %以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
住宅団地の造成	森林率（緑地を含む。）は、おおむね 20 %以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</li> </ol>
土石等の採掘		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</li> </ol>

<p>太陽光発電施設の設置</p>	<p>森林率は、おおむね25%以上とする。 (残置森林率はおおむね15%以上)</p>	<p>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合には原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。 また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
-------------------	---	---

(注) 1 残置森林率及び森林率とは、次のものをいう。

(1) 「残置森林率」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

$$\text{残置森林率(\%)} = \frac{\text{残置森林面積(15年生以下の若齢林を除く)(ha)}}{\text{事業区域内の森林面積(ha)}} \times 100$$

(2) 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

$$\text{森林率(\%)} = \frac{\text{残置森林面積(ha)} + \text{造成森林面積(確実な成林が見込まれるもの)(ha)}}{\text{事業区域内の森林面積(ha)}} \times 100$$

※ 森林以外の土地に配置された造成森林についても、その面積を算出式の分子に含める。

2 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めても差し支えない。

- (1) 公園、緑地、広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯、緑道
- (4) 法面緑地
- (5) その他上記に類するもの

3 住宅団地の造成に係る「緑地」を分譲区画内に配置する場合は、「残置する森林等に関する誓約書」に加えて、分譲後も保全されることを担保する書類の提出が必要。(例：市町村の認可を受けた建築協定、分譲契約の特約(未契約時は特約案を提出、契約後に写しを追加提出))

4 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合にあっては、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると判断されるときは、森林の残置又は造成が行われなくても差し支えない。

5 開発行為の目的別区分等は、次のとおりとする。

- (1) 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
- (2) ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含めて取り扱う。

- (3) 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。
- なお、リゾートマンション、コンドミニウム等所有者等が複数となる建築物もこれに含めて取り扱うものとする。
- (4) レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド、ゴルフ練習場等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
- (5) 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとし、再生可能エネルギー発電施設（太陽光を除く）、学校教育施設、病院等を含むものとする。
- 6 この表に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、上記の区分に準じて取り扱うものとする。なお、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。
- 7 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界に概ね 30 メートルの残置森林等を配置するものとする。
- 8 工場・事業場及びレジャー施設の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね 20 ヘクタール以下、おおむね 5ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ 20 ヘクタール、5ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 9 工場・事業場及び住宅団地の「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 10 太陽光発電施設の設置については、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とするものとする。